

第一号様式

【表紙】

【提出書類】 (2)

変更報告書 No. 11

【根拠条文】

法第 27 条の 25 第 1 項

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】 (3)

ドイチェ・セキュリティ  ド 東京支店日本における代表者 ジョン マクファーレン 

【住所又は本店所在地】 (3)

東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号

山王パークタワー

【報告義務発生日】 (4)

平成 17 年 6 月 8 日

【提出日】

平成 17 年 6 月 17 日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 4

【提出形態】 (5)

連名

第 1 【発行会社に関する事項】 (6)

発行会社の名称	(株)ロプロ
会社コード	8577
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証、大証
本店所在地	京都府京都市下京区七条御所ノ内中町 60 番地

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ドイツ銀行 ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)
住所又は本店所在地	Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England, UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和27年9月27日
代表者氏名	ヨゼフ アッカーマン (Josef Ackermann)
代表者役職	ドイツ銀行取締役会会長兼グループ経営執行委員会会長
事業内容	銀行業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ドイチュェ・セキュリティーズ・リミテッド 東京支店 コンプライアンス部 梶谷 英生
電話番号	03-5156-7743

(2)【保有目的】(9)

証券業務の一部としてのトレーディング及び株券貸借取引

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項 本文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)	4, 255, 292		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B 7, 259, 815	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C 531, 550	—	I
対象有価証券バードラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合 計 (株)	M 12, 046, 657	N -	O -
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P -		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 12, 046, 657		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 7, 791, 365		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成 17 年 3 月 31 日現在)	S 113, 909, 652
上記提出者の株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	9.90
直前の報告書に記載された株券等 保有割合 (%)	11.75

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】 (11)

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単価
2005 年 4 月 11 日	普通株	100	取得	889.00
2005 年 4 月 11 日	普通株	78,300	処分	898.96
2005 年 4 月 11 日	普通株	400,000	取得	貸借
2005 年 4 月 12 日	普通株	95,900	取得	882.34
2005 年 4 月 12 日	普通株	15,000	処分	貸借
2005 年 4 月 13 日	普通株	32,100	取得	867.11
2005 年 4 月 13 日	普通株	156,000	取得	貸借
2005 年 4 月 14 日	普通株	161,600	取得	856.47
2005 年 4 月 14 日	普通株	213,000	処分	865.00
2005 年 4 月 14 日	新株予約権付社債券	314,212	取得	117.25
2005 年 4 月 14 日	普通株	30,000	取得	貸借
2005 年 4 月 15 日	普通株	67,100	取得	855.38

2005年4月15日	普通株	450,000	処分	859.00
2005年4月15日	新株予約権付社債券	651,890	取得	116.25
2005年4月15日	普通株	404,500	取得	貸借
2005年4月18日	普通株	174,400	取得	822.57
2005年4月18日	普通株	164,000	処分	825.72
2005年4月18日	普通株	78,000	処分	貸借
2005年4月19日	普通株	160,300	取得	839.47
2005年4月19日	普通株	109,300	処分	838.96
2005年4月19日	普通株	67,700	処分	貸借
2005年4月20日	普通株	14,100	取得	872.29
2005年4月20日	普通株	11,300	処分	875.07
2005年4月21日	普通株	180,900	取得	852.01
2005年4月21日	普通株	150,000	処分	850.67
2005年4月22日	普通株	1,600	取得	854.38
2005年4月22日	普通株	39,400	処分	貸借
2005年4月25日	普通株	25,300	取得	849.02
2005年4月25日	普通株	262,100	処分	853.00
2005年4月25日	新株予約権付社債券	391,134	取得	115.88
2005年4月26日	普通株	136,000	取得	835.26
2005年4月26日	普通株	300,000	取得	貸借
2005年4月27日	普通株	61,800	取得	837.05
2005年4月27日	普通株	57,700	処分	839.78
2005年4月28日	普通株	141,200	取得	849.70
2005年4月28日	普通株	310,000	処分	貸借
2005年4月28日	普通株	80,400	処分	849.17
2005年5月2日	普通株	57,800	取得	842.39
2005年5月2日	普通株	1,400	処分	貸借
2005年5月6日	普通株	64,000	取得	856.61
2005年5月6日	普通株	4,500	処分	857.00
2005年5月6日	普通株	165,000	取得	貸借
2005年5月9日	普通株	170,700	取得	851.64
2005年5月9日	普通株	142,800	処分	850.74
2005年5月9日	普通株	130,000	処分	貸借
2005年5月10日	普通株	221,900	取得	856.65
2005年5月10日	普通株	115,900	処分	856.60
2005年5月10日	普通株	142,300	処分	貸借
2005年5月11日	普通株	142,100	取得	846.75
2005年5月11日	普通株	993,800	処分	848.89
2005年5月11日	普通株	92,000	取得	貸借

2005年5月11日	新株予約権付社債券	977,443	取得	127.67
2005年5月12日	普通株	83,600	取得	855.30
2005年5月12日	普通株	58,000	処分	855.35
2005年5月12日	普通株	165,000	処分	貸借
2005年5月13日	普通株	309,700	取得	843.99
2005年5月13日	普通株	208,200	処分	844.11
2005年5月16日	普通株	155,000	取得	851.05
2005年5月16日	普通株	126,200	処分	850.90
2005年5月17日	普通株	155,800	取得	849.35
2005年5月17日	普通株	77,900	処分	849.35
2005年5月17日	普通株	440,000	取得	貸借
2005年5月18日	普通株	219,200	取得	831.76
2005年5月18日	普通株	125,500	処分	831.46
2005年5月19日	普通株	485,800	取得	843.75
2005年5月19日	普通株	582,900	処分	843.27
2005年5月19日	普通株	324,000	処分	貸借
2005年5月20日	普通株	125,500	取得	851.45
2005年5月20日	普通株	140,000	処分	852.19
2005年5月20日	新株予約権付社債券	1,003,911	処分	114.50
2005年5月20日	新株予約権付社債券	1,003,911	取得	114.00
2005年5月23日	普通株	259,200	取得	840.94
2005年5月23日	普通株	172,100	処分	839.64
2005年5月23日	普通株	75,000	処分	貸借
2005年5月24日	普通株	57,400	取得	839.52
2005年5月24日	普通株	38,200	処分	839.18
2005年5月24日	普通株	200,000	取得	貸借
2005年5月25日	普通株	39,200	取得	832.35
2005年5月25日	普通株	56,400	処分	831.64
2005年5月26日	普通株	13,900	取得	788.01
2005年5月26日	普通株	15,900	処分	787.13
2005年5月27日	普通株	12,700	取得	789.52
2005年5月27日	普通株	12,700	処分	789.52
2005年5月30日	普通株	184,200	取得	791.31
2005年5月30日	普通株	368,400	処分	791.31
2005年5月31日	普通株	52,800	取得	793.66
2005年5月31日	普通株	74,500	処分	793.77
2005年6月1日	普通株	104,400	取得	780.68
2005年6月1日	普通株	208,800	処分	780.68
2005年6月2日	普通株	55,400	取得	789.80

2005年6月2日	普通株	110,800	処分	789.80
2005年6月3日	普通株	20,600	取得	789.21
2005年6月3日	普通株	41,200	処分	789.21
2005年6月6日	普通株	18,000	取得	776.67
2005年6月6日	普通株	12,000	処分	777.00
2005年6月7日	普通株	39,000	取得	759.27
2005年6月8日	普通株	98,900	取得	771.24
2005年6月8日	普通株	83,200	処分	771.34
2005年6月8日	新株予約権付社債券	2,607,561	処分	106.50

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

保有株券の 4,255,292 株は機関投資家等を相手方とした消費貸借によるものである

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(T) (千円)	1,858,208
借入金額計(U) (千円)	-
その他金額計(V) (千円)	-
上記(V)の内訳	-
取得資金合計(千円) (T+U+V)	1,858,208

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ドイチェ・セキュリティーズ・リミテッド 東京支店
住所又は本店所在地	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和51年10月1日
代表者氏名	ジョン マクファーレン (John Macfarlane)
代表者役職	日本における代表者
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ドイチェ・セキュリティーズ・リミテッド 東京支店 コンプライアンス部 梶谷 英生
電話番号	03-5156-7743

(2)【保有目的】(9)

証券業務の一部としてのトレーディング及び株券貸借取引

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項 本文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)	1, 643, 121		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券バックドラフト	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合 計 (株)	M 1, 643, 121	N -	O -
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P -		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 1, 643, 121		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R -		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成 17 年 3 月 31 日現在)	S 113, 909, 652
上記提出者の株券等保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)	1. 44
直前の報告書に記載された株券等 保有割合 (%)	1. 70

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】 (11)

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単価
2005 年 4 月 11 日	普通株	3, 000	取得	898. 30
2005 年 4 月 11 日	普通株	400	処分	900. 00
2005 年 4 月 12 日	普通株	15, 100	取得	886. 32
2005 年 4 月 12 日	普通株	25, 900	処分	885. 28
2005 年 4 月 13 日	普通株	3, 500	取得	868. 20
2005 年 4 月 14 日	普通株	900	処分	857. 78
2005 年 4 月 15 日	普通株	50, 100	取得	850. 01
2005 年 4 月 15 日	普通株	3, 400	処分	856. 35
2005 年 4 月 18 日	普通株	1, 500	取得	822. 00
2005 年 4 月 18 日	普通株	52, 800	処分	824. 93
2005 年 4 月 19 日	普通株	1, 600	取得	864. 00
2005 年 4 月 19 日	普通株	5, 400	処分	846. 70

2005年4月20日	普通株	6,600	処分	878.85
2005年4月21日	普通株	150,000	取得	850.67
2005年4月21日	普通株	53,600	処分	853.40
2005年4月22日	普通株	41,200	取得	853.70
2005年4月22日	普通株	45,000	処分	854.10
2005年4月22日	普通株	35,000	処分	貸借
2005年4月25日	普通株	600	処分	849.67
2005年4月26日	普通株	55,100	取得	833.93
2005年4月26日	普通株	55,500	処分	834.00
2005年4月26日	普通株	7,700	取得	貸借
2005年4月27日	普通株	50,000	取得	840.00
2005年4月27日	普通株	16,300	処分	844.38
2005年4月27日	普通株	4,000	取得	貸借
2005年4月28日	普通株	14,000	取得	851.73
2005年4月28日	普通株	23,800	処分	848.54
2005年4月28日	普通株	45,000	処分	貸借
2005年5月2日	普通株	5,100	取得	853.76
2005年5月2日	普通株	5,100	処分	855.00
2005年5月2日	普通株	7,700	処分	貸借
2005年5月9日	普通株	400	取得	858.00
2005年5月9日	普通株	400	処分	860.00
2005年5月10日	普通株	4,900	処分	857.00
2005年5月11日	普通株	6,200	取得	847.60
2005年5月11日	普通株	16,600	処分	846.56
2005年5月13日	普通株	5,900	取得	856.64
2005年5月13日	普通株	120,100	処分	843.53
2005年5月16日	普通株	700	処分	843.71
2005年5月16日	普通株	4,400	処分	貸借
2005年5月17日	普通株	7,000	取得	850.23
2005年5月17日	普通株	42,400	処分	848.53
2005年5月18日	普通株	2,400	処分	827.75
2005年5月19日	普通株	150,600	取得	841.99
2005年5月19日	普通株	232,800	処分	843.02
2005年5月20日	普通株	50,000	取得	853.00
2005年5月20日	普通株	53,600	処分	852.79
2005年5月23日	普通株	16,500	取得	835.84
2005年5月23日	普通株	17,100	処分	837.61
2005年5月24日	普通株	300	取得	840.67
2005年5月24日	普通株	2,400	処分	836.83

2005年5月25日	普通株	1,400	取得	830.93
2005年5月25日	普通株	3,100	処分	833.42
2005年5月26日	普通株	1,600	取得	793.50
2005年5月26日	普通株	1,200	処分	822.17
2005年5月27日	普通株	2,000	取得	797.80
2005年5月27日	普通株	1,600	処分	786.00
2005年5月30日	普通株	300	取得	794.00
2005年5月30日	普通株	2,300	処分	792.00
2005年5月31日	普通株	400	取得	792.00
2005年6月1日	普通株	400	取得	781.00
2005年6月1日	普通株	1,800	処分	781.67
2005年6月2日	普通株	2,100	取得	789.00
2005年6月2日	普通株	1,700	処分	784.53
2005年6月3日	普通株	300	取得	786.00
2005年6月6日	普通株	400	取得	779.25
2005年6月7日	普通株	1,100	処分	765.64
2005年6月8日	普通株	5,900	取得	775.24
2005年6月8日	普通株	10,700	処分	775.86

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

保有株券の内、1,623,900株は機関投資家等を相手方とした消費貸借によるものである

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(T) (千円)	15,370
借入金額計(U) (千円)	-
その他金額計(V) (千円)	-
上記(V)の内訳	-
取得資金合計(千円) (T+U+V)	15,370

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称 (支店名)	代表者氏名	所在地

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者）／3】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ドイチェバンク セキュリティーズ インク (Deutsche Bank Securities Inc.)
住所又は本店所在地	60 Wall Street, New York, NY 10005, U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和60年6月6日
代表者氏名	ジェームス ティー バーン ジュニア (James T. Byrne Jr.)
代表者役職	取締役
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ドイチェ・セキュリティーズ・リミテッド 東京支店 コンプライアンス部 梶谷 英生
電話番号	03-5156-7743

(2)【保有目的】(9)

証券業務の一部としての株券貸借取引

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3 項第2号
株券 (株)	1, 126, 600		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券バックドロント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合 計 (株)	M 1, 126, 600	N -	O -
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P -		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 1, 126, 600		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R -		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年3月31日現在)	S 113, 909, 652
上記提出者の株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0.99
直前の報告書に記載された株券等 保有割合(%)	1.04

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】 (11)

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単価
2005年4月15日	普通株	66,500	処分	貸借
2005年4月19日	普通株	67,700	処分	貸借
2005年4月26日	普通株	300,000	取得	貸借
2005年4月28日	普通株	105,000	処分	貸借
2005年5月6日	普通株	165,000	取得	貸借
2005年5月10日	普通株	92,000	処分	貸借
2005年5月11日	普通株	100,000	取得	貸借
2005年5月12日	普通株	165,000	処分	貸借
2005年5月17日	普通株	40,000	取得	貸借

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

保有株券の 1, 126, 600 株は機関投資家等を相手方とした消費貸借によるものである

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(T) (千円)	-
借入金額計(U) (千円)	-
その他金額計(V) (千円)	-
上記(V)の内訳	-
取得資金合計(千円) (T+U+V)	-

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第2【提出者に関する事項】

4【提出者（大量保有者）／4】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ディーダブリューエス インベストメント ゲーエムベーハー (DWS Investment GmbH)
住所又は本店所在地	Grueneburgweg 113-115, 60612 Frankfurt am Main, Germany
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和30年5月22日
代表者氏名	ウド ベーレンヴェルト (Udo Behrenwaldt)
代表者役職	代表取締役
事業内容	投資信託業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ドイチェ・セキュリティーズ・リミテッド 東京支店 コンプライアンス部 梶谷 英生
電話番号	03-5156-7743

(2)【保有目的】(9)

投資一任契約その他の契約に基づく顧客資産の運用を目的とした保有

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項 本文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)			931,500
新株引受権証券 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券カードラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合 計 (株)	M -	N -	O 931,500
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P -		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 931,500		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R -		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成 17 年 3 月 31 日現在)	S 113,909,652
上記提出者の株券等保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)	0.82
直前の報告書に記載された株券等 保有割合 (%)	1.07

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】 (11)

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単価
2005 年 5 月 31 日	普通株	31,100	処分	793.40
2005 年 6 月 1 日	普通株	100,000	処分	780.83
2005 年 6 月 7 日	普通株	88,500	処分	764.40
2005 年 6 月 8 日	普通株	65,000	処分	770.27

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

なし

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(T) (千円)	-
借入金額計(U) (千円)	-
その他金額計(V) (千円)	813,397
上記(V)の内訳	-
取得資金合計(千円) (T+U+V)	813,397

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- | | |
|-----|---|
| (1) | ドイツ銀行 ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch) |
| (2) | ドイチェ・セキュリティーズ・リミテッド 東京支店 |
| (3) | ドイチェ バンク セキュリティーズ インク (Deutsche Bank Securities Inc.) |
| (4) | ディーダブリューエス インベストメント ゲーエムベーハー (DWS Investment GmbH) |

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	7,025,013		931,500
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B 7,259,815	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C 531,550	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 14,816,378	N -	O 931,500
信用取引により譲渡したことによ り控除する株券等の数	P -		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 15,747,878		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 7,791,365		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成17年3月31日現在)	S 113,909,652
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	12.94
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	15.26



POWER OF ATTORNEY

Deutsche Bank AG London
23 Great Winchester Street
London EC2P 2AX

Tel +44 20 7545 8000
Fax +44 20 7547 6018

BY THIS DEED, DEUTSCHE BANK AKTIENGESELLSCHAFT, a corporation duly organised and existing under the law of the Federal Republic of Germany and having its principal place of business at Taunusanlage 12 in the City of Frankfurt (Main) and operating in the United Kingdom under branch number BR000005 at Winchester House, 1 Great Winchester Street, London, EC2N 2DB (the "Company") through its attorneys HEREBY APPOINTS the person named in Schedule 1 to be our true and lawful attorney (the "Attorney") who is authorised to execute and deliver on behalf of and in the name of the Company the documents described in Schedule 2 and to do any and all other acts and things as they may deem necessary or incidental in relation thereto AND the Company hereby undertakes to ratify everything which an Attorney shall lawfully do or purport to do in connection therewith. This Deed shall cease to have effect from the date given in Schedule 3. This Deed shall be governed by and construed in accordance with English law.

Schedule 1

Mr. John Macfarlane
Branch Manager
Deutsche Securities Limited, Tokyo Branch
Sanno Park Tower
2-11-1 Nagatacho
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6171
Japan

Schedule 2

1. to make and submit the Notification of the Standardized Dates stipulated in Article 27-26, Paragraph 3 of the Japanese Securities and Exchange Act;
2. to make and submit Reports and Notifications stipulated in the Japanese Securities and Exchange Act, Chapter 2-3 the "Disclosure Requirements for the Situation of Substantial Ownership of Shares etc.";
3. to send copies of such Notification and Reports; and
4. to submit Subsequent Reports concerning the same issue.

Schedule 3

12 months from the date of this Deed.

IN WITNESS WHEREOF the Company has executed and delivered this Power of Attorney as a Deed on the 05 day of JANUARY 2005.

EXECUTED as a DEED for and on behalf of DEUTSCHE BANK AG by its duly appointed attorneys:

Authorised "A" Signatory
Mr Andrew Sowter
Managing Director
Compliance UK

Authorised "A" Signatory
Mr Gary Toner
Head of Central Compliance and Chief Operating Officer
Compliance UK

In the presence of:

Anthony Cox
Winchester House
1 Great Winchester Street
London
EC2N 2DB

Anthony Cox
Winchester House
1 Great Winchester Street
London
EC2N 2DB

委 任 状

名称 ドイツ銀行 ロンドン支店
 (Deutsche Bank AG, London)

当社は、下記の者を代理人と定め、日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する権限を委任する。

記

1. 代理人の所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
 山王パークタワー
-
2. 代 理 人 の ドイチェ・セキュリティーズ・リミテッド
 名 称 東京支店
- 代 表 者 日本における代表者 ジョン マクファーレン
-

以 上



Deutsche Bank Securities Inc.
 Global Equities - Compliance
 60 Wall Street
 New York, NY 10005

DEUTSCHE BANK SECURITIES INC.

Tel 1 + (212) 250-2500

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS that Deutsche Bank Securities Inc., a corporation duly organized and existing under the laws of the State of Delaware, United States of America, with its principal office located at 60 Wall Street, New York, New York, 10005 U.S.A., does hereby constitute and appoint Mr. John Macfarlane, Branch Manager, Deutsche Securities Limited, Tokyo Branch, Sanno Park Tower, 2-11-1, Nagatacho, Chiyoda-ku, Tokyo 100-6171, Japan, to be its true and lawful attorney-in-fact with the full power and authority to do the following acts:

1. to make and submit the Notification of the Standardized Dates stipulated in Article 27-26, Paragraph 3 of the Japanese Securities and Exchange Act;
2. to make and submit Reports and Notifications stipulated in the Japanese Securities and Exchange Act, Chapter 2-3 the "Disclosure Requirements for the Situation of Substantial Ownership of Shares etc.";
3. to send copies of such Notification and Reports; and
4. to submit Subsequent Reports concerning the same issue.

The powers conferred upon the attorney-in-fact may be rescinded by the Corporation at any time and shall terminate automatically when any such attorney-in-fact ceases to be employed by Deutsche Securities Limited, Tokyo Branch.

This Power of Attorney is effective November 26, 2004 and expires one year from the date hereof.

IN WITNESS WHEREOF, Deutsche Bank Securities Inc. has caused this Power of Attorney to be executed and delivered by duly authorized officers on this 30th day of November, 2004.

THE COMMON SEAL OF DEUTSCHE BANK SECURITIES INC. was hereunto affixed to this deed in the presence of:

Christopher J. Mahon
 Managing Director

John J. Rioux
 Managing Director

STATE OF NEW YORK)
) ss.:
 COUNTY OF NEW YORK)

On 30th day of November in the year 2004 before me, the undersigned, a Notary Public in and for said state, personally appeared Christopher J. Mahon and John J. Rioux, personally known to me or proved to me on the basis of satisfactory evidence to be the individuals whose names are subscribed to the within instrument and acknowledged to me that they executed the same in their capacities, and that by their signatures on the instrument, the individuals, or the person upon behalf of which the individuals acted, executed the instrument.

[SEAL]

SONJA K. OLSEN
 Notary Public, State Of New York
 No. 01014974457
 Qualified in New York County
 Commission Expires November 18, 2006

Notary Public

委 任 状

名 称 ドイチェ バンク セキュリティーズ インク
(Deutsche Bank Securities Inc.)

当社は、下記の者を代理人と定め、日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する権限を委任する。

記

1. 代理人の所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
山王パークタワー

2. 代理人の名称 ドイチェ・セキュリティーズ・リミテッド
東京支店

代 表 者 日本における代表者 ジョン マクファーレン

以 上

POWER OF ATTORNEY

We, **DWS Investment GmbH**, a company incorporated in Germany and whose registered office is at Grüneburgweg 113-115, 60612 Frankfurt/Main, Germany, HEREBY APPOINTS the person set out in Schedule 1 to be its true and lawful attorney (the "Attorney") with full power to act as described in Schedule 2 and to do any and all other acts and things as may be deemed necessary or incidental in relation thereto AND we hereby undertake to ratify everything which the Attorney shall lawfully do or purport to do in connection therewith.

Schedule 1: Name of Attorney

Mr. John Macfarlane
Branch Manager
Deutsche Securities Limited, Tokyo Branch
Sanno Park Tower
2-11-1 Nagatacho
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6171
Japan


Schedule 2: Nature of Power

1. to make and submit the Notification of the Standardized Dates stipulated in Article 27-26, Paragraph 3 of the Japanese Securities and Exchange Act;
2. to make and submit Reports and Notifications stipulated in the Japanese Securities and Exchange Act, Chapter 2-3 the "Disclosure Requirements for the Situation of Substantial Ownership of Shares etc.";
3. to send copies of such Notification and Reports; and
4. to submit Subsequent Reports concerning the same issue.

IN WITNESS HEREOF we have caused the Common Seal of **DWS Investment GmbH** to be affixed to this Deed in accordance with German Law on the 26 day of November, 2002.

THE COMMON SEAL OF
DWS Investment GmbH
was here unto affixed to this Deed
in the presence of :


print name: Ralf Ring


print name: Susan Seidel

委 任 状

名 称 デー ヴェー エス インベストメント ゲーエムベーハー
(DWS Investment GmbH)

当社は、下記の者を代理人と定め、日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する権限を委任する。

記

1. 代理人の所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
山王パークタワー
-
2. 代理人の名称 ドイツェ・セキュリティーズ・リミテッド
東京支店
- 代 表 者 日本における代表者 ジョン マクファーレン
-

以 上